

報告第15号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年6月3日提出

川崎市長 阿部孝夫

1 市長の専決事項の指定について第1項による専決処分

番号	担当局名	専決処分年月日	事件の概要
			調停条項要旨
1	総務局	25. 4. 3	平成22年3月12日、申立人が、川崎市役所第3庁舎正面玄関前の車寄せロータリーを歩行中、乗降者用通路と車路の境にある段差により転倒し、負傷した。申立人は、本件事故は施設の構造の不備によって発生したものであるとして、川崎簡易裁判所に、本市を相手方とし、600,000円の支払を求め、治療費等の請求に係る調停を申し立てた。
			本市は、申立人に対し、本件事故の損害賠償金として、327,513円の支払義務があることを認め、この金員を、平成25年5月15日限り、支払う。
2	建設緑政局	25. 4. 3	平成23年7月22日、申立人が、多摩区菅城下28番1号先歩道上で転倒し、突起状になっていた横断防止柵の接続部分に頭部を打ちつけ負傷した。申立人は、本市が提示した損害賠償の額及び過失割合に不服があるとして、川崎簡易裁判所に、本市を相手方とし、733,219円の支払を求め、損害賠償の請求に係る調停を申し立てた。
			本市は、申立人に対し、本件事故の損害賠償金として、131,171円の支払義務があることを認め、この金員を、平成25年4月30日限り、支払う。

2 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	25. 1. 25	円 51,944	平成24年11月16日、被害者宅先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、駐車していた被害者所有の軽乗用車に接触し、破損させたもの
2	環境局	25. 2. 18	円 131,250	平成25年1月10日、被害者宅先路上で、本市中型ごみ収集車が、駐車中の車両を避けようと左に寄った際、被害者所有の給排気筒に接触し、破損させたもの
3	環境局	25. 2. 19	円 267,750	平成24年12月17日、高津区久本3丁目6番1号敷地内で、本市職員が、ごみの収集作業中、被害者所有のコンテナボックスを破損させたもの
4	環境局	25. 2. 20	円 278,304	平成25年1月14日、中原区上小田中4丁目1番1号先路上で、本市小型ごみ収集車が、雪でスリップし、信号待ちのため一時停止していた被害者所有の小型乗用車に追突し、破損させたもの
5	環境局	25. 2. 21	円 543,434	平成25年1月21日、多摩区宿河原4丁目27番1号先路上で、本市中型ごみ収集車が、作業を終え、後退した際、一時停止していた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
6	環境局	25. 3. 7	円 83,084	平成25年2月12日、被害者宅駐車場で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようとした際、駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
7	環境局	25. 3. 25	円 93,030	平成24年11月26日、被害者宅駐車場で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようとした際、駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
8	環境局	25. 3. 26	円 28,003	平成25年2月22日、多摩区東生田1丁目7番2号敷地内で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、方向転換しようとして後退した際、被害者所有の物干しに接触し、破損させたもの
9	環境局	25. 3. 27	円 83,373	平成24年8月22日、高津区下作延2丁目8番1号先丁字路で、本市中型ごみ収集車が、右折しようとした際、前方から直進してきた被害者所有の自動二輪車に接触し、破損させたもの

10	環境局	25. 3. 29	円 22,255	平成24年12月22日、高津区梶ヶ谷4丁目2番地43先交差点で、本市中型ごみ収集車が、右折しようとした際、右側から走行してきた被害者運転の小型乗用車に接触し、破損させたもの
11	環境局	25. 2. 28	円 404,596	平成25年1月14日、被害者(*****)宅先路上で、本市小型ごみ収集車が走行中、雪でスリップし、被害者(***** ***)所有の擁壁及び排水管並びに被害者(*****)所有の塀、フェンス及び植栽に接触し、ともに破損させたもの
12	環境局	25. 3. 29	円 472,500	
13	環境局	25. 3. 29	円 210,000	平成25年2月7日、宮前区犬蔵2丁目26番1号マンション構内で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有のマンションのひさしに接触し、破損させたもの
14	環境局	25. 3. 30	円 65,000	平成24年11月6日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、運転操作を誤って前進したため、被害者(ア)から(カ)までが所有するフェンスに接触し、破損させたもの
15	環境局	25. 4. 10	円 587,748	平成25年1月4日、麻生区王禅寺西6丁目2番1号先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の街灯に接触し、破損させたもの
16	環境局	25. 4. 24	円 218,652	平成25年3月12日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと前進した際、助手席側のドアが開いて、駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの

17	中原区役所	25. 1. 23	円 38,930	平成24年12月5日、中原区井田1丁目25番9号先交差点で、本市軽ライトバンが、通過しようとした際、右側から走行してきた被害者運転の自転車と接触し、破損させ、及び被害者を負傷させたもの
18	宮前区役所	25. 1. 25	円 31,500	平成24年11月30日、被害者宅先路上で、本市軽ライトバンが、方向転換しようとして後退した際、被害者所有のブロック塀に接触し、破損させたもの
19	宮前区役所	25. 4. 8	円 1,614,474	平成23年10月31日、宮前区犬蔵1丁目11番先交差点で、本市軽乗用車が、左折しようとした際、左後方から走行してきた被害者運転の自動二輪車に接触し、破損させ、及び被害者を負傷させたもの
20	多摩区役所	25. 3. 26	円 1,159,285	平成24年3月19日、多摩区登戸1775番地1先路上で、本市軽ライトバンが、駐車場から道路に出ようとした際、左側から走行してきた被害者運転の自転車に接触し、被害者を負傷させたもの
21	消防局	25. 2. 7	円 62,928	平成24年12月24日、麻生区千代ヶ丘1丁目20番地27先丁字路で、本市消防車が、右折しようとした際、渋滞のため停止していた被害者運転の小型乗用車に接触し、破損させたもの
22	環境局	25. 3. 7	円 29,925	平成24年8月6日、被害者所有のマンション構内で、本市職員が、ごみの収集作業中、留め金を外さずに被害者所有の集積所の門扉を開けたため、当該門扉を破損させたもの
23	環境局	25. 3. 29	円 468,122	平成22年1月13日、王禅寺処理センターの煙突上部の踊り場にある排水口が詰まっていたため、当該踊り場にたまったさびを含んだ雨水が、強風により当該処理センターの周辺に飛散し、被害者所有の建物の外壁等及び普通乗用車を汚損させたもの
24	建設緑政局	25. 1. 10	円 95,608	平成23年12月31日、中原区下小田中4丁目6番5号先路上で、被害者所有の普通乗用車が、破損していた舗装の上を走行したところ、アスファルトの破片が跳ね上がり、当該普通乗用車を破損させたもの
25	建設緑政局	25. 2. 15	円 171,919	平成24年7月18日、宮前区野川2602番地先で、蓋の設置されている水路上を通行中の被害者が、当該水路の蓋とともに落下し、負傷したもの
26	建設緑政局	25. 3. 21	円 47,200	平成24年5月11日、被害者宅敷地内で、千代ヶ丘第2公園の樹木が、当該敷地内まで根を張り、被害者宅の汚水ますを破損させたもの

27	建設緑政局	25. 2. 15	円 2,038,673	平成22年12月3日、二ヶ領本川で、水門が、適切に開かなかったため、河川の水があふれ、被害者所有の次の物件を損傷したもの 工作機械、製品等（*****）
28	建設緑政局	25. 3. 29	円 4,168,346	工作機械、軽乗用車、製品等（*****）
29	建設緑政局	25. 4. 25	円 143,000	平成25年1月14日、四谷下町公園で、園内の樹木が、積雪により倒れ、隣接する被害者所有の倉庫の雨どいを破損させたもの
30	教育委員会	25. 3. 11	円 5,200,000	平成12年4月から平成13年3月までの間、市立学校で、複数の児童からいじめを受けていた被害者に対して、担任教諭らが適切な対応を取らなかった事件に関し、被害者に後遺障害が生じたもの

3 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議 決 年月日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変 更 事 項		専 決 処 分 年 月 日	変 更 理 由
				変 更 前	変 更 後		
100	21.10.7	五反田川放水路トンネル部築造工事及び五反田川放水路トンネル部築造付帯工事	<p>横浜市中区吉田町 65番地</p> <p>清水・飛島・鴻池・馬淵共同企業体</p> <p>代表者 清水建設株式会社 取締役社長 宮本 洋一</p> <p>構成員 飛島建設株式会社 代表取締役社長 篠部 正博</p> <p>構成員 株式会社 鴻池組 代表取締役社長 蔦田 守弘</p> <p>構成員 馬淵建設株式会社 代表取締役 馬淵 圭包</p>	<p>契約金額 7,224,000,000 円</p>	<p>契約金額 7,230,193,950 円</p>	25.3.12	<p>トンネル掘進に伴い発生する建設汚泥処理については、当初、海洋投棄する予定としていたが、建設汚泥の受入れに係る検定試験を行った結果、基準値を超える項目が検出されたことから、平成24年度に処理を行うものについて、先行して処分先を変更する必要が生じたため、処分費を増額する変更を行うものである。</p>

4 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	25. 4. 16	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料及び明渡済みに至るまでの使用料相当損害金の支払を求めるもの
2	25. 4. 16	*****	
3	25. 4. 16	** ** *	
4	25. 4. 16	** ** *	
5	25. 4. 16	** ** *	
6	25. 4. 16	*****	
7	25. 4. 16	** ** *	
8	25. 4. 16	** ** *	
9	25. 4. 16	** ** *	
10	25. 4. 16	** ** *	
11	25. 4. 16	** ** *	

12	25. 4. 16	** *	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び使用料相当損害金の支払を求めるもの
13	25. 4. 16	** **	

(2) 和解

番号	専決処分年月日	相手方	和解の要旨
1	25. 1. 31	** **	左記の相手方は、1,282,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年3月から平成29年5月までの間は毎月25,000円、同年6月は7,000円に分割して支払うこととするもの
2	25. 1. 31	** ** **	左記の相手方は、1,670,600円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年3月から平成29年9月までの間は毎月30,000円、同年10月は20,600円に分割して支払うこととするもの
3	25. 1. 31	** *	左記の相手方は、909,700円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年2月から平成28年1月までの間は毎月25,000円、同年2月は9,700円に分割して支払うこととするもの
4	25. 2. 4	** **	左記の相手方は、1,465,800円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年2月から平成29年1月までの間は毎月30,000円、同年2月は25,800円に分割して支払うこととするもの
5	25. 2. 4	** *	左記の相手方は、967,500円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年2月から平成27年9月までの間は毎月30,000円、同年10月は7,500円に分割して支払うこととするもの
6	25. 2. 4	** **	左記の相手方は、796,600円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年2月から平成28年4月までの間は毎月20,000円、同年5月は16,600円に分割して支払うこととするもの

7	25. 3. 22	** **	** **	左記の相手方は、825,700円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年4月から平成27年6月までの間は毎月30,000円、同年7月は15,700円に分割して支払うこととするもの
8	25. 3. 22	** **	** **	左記の相手方は、371,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年4月から平成26年3月までの間は毎月30,000円、同年4月は11,000円に分割して支払うこととするもの
9	25. 3. 22	*	** **	左記の相手方は、346,200円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年4月から平成26年2月までの間は毎月30,000円、同年3月は16,200円に分割して支払うこととするもの